

地理空間情報事業者の個人情報保護に関するガイドライン

(第 五 版ダイジェスト版)

平成 22 年 11 月

NPO法人 全国GIS技術研究会

はじめに

このガイドラインは、地理空間情報事業者が行う個人情報の適正な取扱いを支援することを目的として定めています。

当研究会は、平成17年10月に「個人情報の保護に関するGIS技術研究、開発を行う建設関連事業者のガイドライン」第一版を発表しました。その後、日本工業規格のJISQ15001が平成18年5月に大幅改正されたことに伴い、平成18年11月にこのガイドラインを改定して第二版を発行し、続いて、平成19年3月と平成21年10月に経済産業省のガイドラインの見直しがあり、これに対応してそれぞれ第三版及び第四版を発行いたしました。

地理空間情報活用推進基本法の理念及び基本計画においては、地理空間情報を、ユビキタス社会の情報基盤として位置付け、誰もがいつでもどこでも必要な地理空間情報等を使ったり、高度な分析に基づく的確な情報を入手し、行動できる「地理空間情報高度活用社会」の実現が提唱されています。

こうした中で平成22年9月に、地理空間情報活用推進会議より、地理空間情報の活用の推進と個人の権利利益保護の両立を図るために「個人情報保護の観点から何らかの措置が必要な地理空間情報かどうかの判断指針」「主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方」「地理空間情報の提供・流通にかんがみた段階別の個人情報保護対策」等について取りまとめられた『地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン』の発表がありましたので、地理空間情報事業者にかかわる問題を中心に見直しを図り、合わせて名称も「地理空間情報事業者の個人情報保護に関するガイドライン」として第五版を発表いたしました。

このガイドラインは、個人情報保護法を基準とした

- ① 個人情報保護法の定める義務と同等の対応を求める事項
- ② 個人情報保護法の定める義務を上回る対応を求める事項(各省庁の策定したガイドライン)
- ③ 個人情報保護法では定められていない事項(JIS規格の要求事項)

と、経済産業省及び地理空間情報活用推進会議のガイドラインから多く引用し併記して編集しておりますから、そのまま自社の個人情報保護マニュアルとしてご活用頂くことで、事業内容に合せた個人情報保護体制構築を可能としています。

2005年4月に個人情報保護法が施行になって以来5年が経過しましたが、個人情報の漏えい等に関する事件事故は一向に減少していないのが実情であります。いや、むしろ増大していると言っても過言ではありません。100年に一度と言われる厳しい経済状況の中で、個人情報の保護対策の低下が予想され、更に多くの漏えい事件等の発生が懸念されます。

地理空間情報事業者の皆様が、こうした事件発生の当事者にならないように 本ガイドラインをご活用いただき、個人情報保護に関する取組を積極的に進めて、お客様その他一般社会からの一層の信頼確保に努められますようお願いいたします。

平成22年11月15日

NPO法人全国GIS技術研究会
理事長 山下定男

第1章 総 則

1. 目 的

このガイドラインは、地理空間情報事業者が、地理空間情報を取り扱う業務を実施するに当たり、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護するために行う個人情報の適正な取扱いを支援し、業界の健全な発展に寄与することを目的とする。

(説 明)

1. 「個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)」(以下「個人情報保護法」という。)は、事業者の個人情報保護水準を一律に規定せず、業種業態に応じた適切な選択をするよう事業者に求めています。また、各省庁で策定されたガイドラインは、事業者における保護対応の自主的選択において、考慮すべきポイントを示したものです。そうした中で、「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」の発表などもあり、少なからず個人情報を事業において取扱っている地理空間情報事業者は、法及びこのガイドラインを遵守し、自社の社会的責任を果たす為に、最低限の対応をする必要があります。
2. このガイドラインは、地理空間情報事業者に、国民の義務として、一定の水準で個人情報保護の対応を求めるものであり、事業者自らのマネジメントシステムを構築して、個人情報保護法及び国が策定したガイドライン等に対応する仕組みを示したものです。
3. さらにこのガイドラインでは、JIS規格との関連を示すことで、地理空間情報事業者が自ら保有する個人情報を活用し、同時にお客様の個人情報を保護するためのマネジメントシステムを有効に機能させるための指針を示しています。

参考条文 個人情報保護法第1条(目的)

個人情報の保護に関する基本方針 (以下、「基本方針」という。)

- 1 個人情報保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
- (2)個人情報保護法の理念と精度の考え方

2. 適用範囲

- (1)このガイドラインは、…省略…地理空間情報事業者に適用する。
- (2)前項以外の地理空間情報事業者についても、…省略…個人情報保護法第3条の基本理念を踏まえ、このガイドラインに規定する事項を遵守することが望ましい。
- (3)このガイドラインは、…省略…地理空間情報事業者がその活動実態に応じた見直しをすることができる。

3. 定 義

このガイドラインにおける用語の定義は、以下の各号に定めるところによる。

- (1)個人情報
- (2)個人情報データベース等
- (3)地理空間情報
- (4)地理空間情報事業者
- (5)個人データ
- (6)保有個人データ

- (7)本人
- (8)本人に通知
- (9)公表
- (10)本人の同意
- (11)利用
- (12)提供
- (13)個人情報保護管理者
- (14)個人情報保護監査責任者
- (15)個人情報保護マネジメントシステム
- (16)不適合
- (17)従業者

第2章 計 画

第1節 個人情報の特定等

4. 個人情報の特定

地理空間情報事業者は、自らの事業の用に供する全ての個人情報を特定する為の手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

(説 明)

個人情報を保護する為には、…省略…まず地理空間情報単体で特定の個人を識別できるか否かという観点から…省略…特定の個人を識別することが出来るか否かについて判断します。

しかし、毎日の業務の中で…省略…たえず特定していくことは不可能です。

そのため自社の個人情報保護マネジメントシステムを、有効に機能させるため、…省略…最低限必要な手順を、明らかにしなければなりません。

さらに、従業者等が個人情報の定義を十分理解し、どのような個人情報が、どこで、どのように取得され、流通していくか、…省略…について明らかにすることが必要です。

また、特定した個人情報の台帳等の更新及び定期的な見直しをしなければなりません。

参考条文 JIS規格 3. 3.1 個人情報の特定

5. リスクなどの認識、分析及び対策

地理空間情報事業者は、…省略…リスクを十分認識し、分析することで、…省略…お客様に安心していただくために必要な対策を講じる手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

第2節 個人情報保護マネジメントシステム文書

6. 個人情報保護方針の策定及び公表

地理空間情報事業者の代表者は、…省略…個人情報保護方針を定めるとともに、これを実行し、かつ、維持しなければならない。…省略…またこの方針は文書化し、従業者に周知させるとともに、

一般の人が入手可能な措置を講じなければならない。

7. 内部規程の策定

地理空間情報事業者は、…省略…規程又は手順書を策定し、実施し、維持し、継続的に改善をしなければならない。…省略…自社のマネジメントシステムが確実に適用されるように内部規程を改定しなければならない。

内部規程等の文書を管理する手順を確立し、実施し、且つ、維持しなければならない。

文書管理の手順には、次の事項が含まなければならない。

- (1) 文書の発行及び改訂に関すること
- (2) 文書の改訂の内容と版数との関連付けを明確にすること
- (3) 必要文書が必要なときに容易に参照できること

8. 計画書の策定

地理空間情報事業者は、…省略…必要な教育、監査などの計画を立案し、文書化し、かつ、維持しなければならない。

9. 記録の管理

地理空間情報事業者は、…省略…必要と判断した記録を作成し、かつ、維持しなければならない。

地理空間情報事業者は、記録の管理についての手順を確立し、実施し、かつ、維持しなければならない。

第3章 運用

第1節 個人情報取得等

10. 利用目的の特定

(1) 地理空間情報事業者が個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り…省略…特定しなければならない。

(2) 利用目的を変更する場合には、…省略…合理的に認められる範囲を超えて変更してはいけない。

11. 利用目的による制限

(1) 地理空間情報事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで…省略…個人情報を取り扱ってはならない。

(2) 地理空間情報事業者は、…省略…あらかじめ本人の同意を得ないで、…省略…必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

(3) 前記(1)及び(2)は、次に掲げる場合については適用しない。

① 法令に基づく場合

② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本

人の同意を得ることが困難であるとき

- ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

12. 個人情報の適正な取得

地理空間情報事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

13. 取得に際しての利用目的の通知又は公表

個人情報を取得する場合は、…省略…その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

14. 直接書面により個人情報を取得する場合の利用目的の明示

本人との間で契約を締結することに伴い…省略…当該本人の個人情報を取得する場合…省略…あらかじめ、本人に対し…省略…書面又はこれに変わる方法(口頭、電話等は含まない)によってその利用目的を明示し、本人の同意を得なければならない。

(1)地理空間情報事業者の氏名又は名称

(2)個人情報保護管理者もしくはその代理人の氏名又は職名、所属及び連絡先

(3)利用目的

(4)個人情報を第三者に提供することが予定される場合の事項

- ・第三者に提供する目的
- ・提供する個人情報の項目
- ・提供の手段又は方法
- ・当該情報の提供を受ける者又は提供を受ける者の組織の種類、及び属性
- ・個人情報の取扱いに関する契約がある場合はその旨

(5)個人情報の取扱いの委託をおこなうことが予定される場合には、その旨

(6)保有個人データに該当する場合には、その求めに応じる旨及び問合せ窓口

(7)本人が個人情報を与えることの任意性及び当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果

(8)本人が容易に認識できない方法によって個人情報を取得する場合には、その旨

15. 利用目的の変更

(1)地理空間情報事業者は、…省略…変更された利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

(2)前項において、次に掲げる場合には、適用されない。

- ①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合。
- ②当該地理空間情報事業者の権利又は正当な利益を害する恐れがある場合。
- ③国の機関等への協力をする場合で、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。
- ④利用目的が自明であると認められる場合。

16. 子どもから個人情報を取得する場合の措置

地理空間情報事業者は、…省略…子どもが理解できる平易な表現で利用目的を明示するものとし、子どもに個人情報の入力を求める場合には、保護者の了解を得るように促すものとする。

17. 特定の機微な個人情報の収集等の禁止

地理空間情報事業者は、次に示す内容を含む個人情報の取得、利用又は提供を行ってはならない。ただし、これらの取得、利用又は提供について、書面による本人の同意がある場合及び11(3)の①から④のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 思想、信条又は宗教に関する事項
- (2) 人種、民族、門地、本籍地、(所在都道府県に関する情報を除く)、身体・精神障害、犯罪歴その他社会的差別の原因となる事項
- (3) 勤労者の団結権、団体交渉その他団体行動の行為に関する事項
- (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する事項
- (5) 保健医療及び性生活に関する事項

第2節 個人データの管理

18. データ内容の正確性の確保

地理空間情報事業者は、…省略…個人データを、正確、かつ、最新の内容に保つよう努めなければならない。

19. 安全管理措置

地理空間情報事業者は、…省略…その会社規模に応じた必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(説明)

地理空間情報事業者が個人情報を取扱うにあたって、…省略…個人データを安全に管理するため、経済産業省ガイドラインに示された組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じることが必要であり、地理空間情報事業者は自社の事業の性質及び個人情報の取扱状況等に起因するリスクに応じて必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

20. 従業員の監督

- (1) 地理空間情報事業者は、…省略…当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- (2) 前項の監督にあたっては少なくとも次に掲げる事項を行わなければならない。
 - ① 個人情報保護に関する規程類を策定し従業員に周知すること。
 - ② すべての従業員に対して定期的に個人情報の保護に関する教育を実施すること。
 - ③ 個人データが適切に取り扱われているかを必要に応じて確認すること。

21. 委託先の監督

- (1) 地理空間情報事業者は、…省略…十分な個人情報の保護水準を満たしている者を選定しなければならない。このため、地理空間情報事業者は、委託を受ける者を選定する基準を確立しなければならない。
- (2) 地理空間情報事業者は…省略…委託を受けた者に対する必要、かつ、適切な監督を行わなければならない。
- (3) 前項の監督にあたっては、このガイドラインに従い、委託先における個人データ取扱い状況の把握をするために、少なくとも次の事項を契約によって規定し、委託処理の明確化を進め、十

分な個人情報の保護水準を担保しなければならない。

- ①委託者及び委託先の責任の明確化
 - ②個人データの安全管理に関する事項
 - ・個人データの漏えい防止、盗用禁止に関する事項
 - ・委託契約範囲外の加工・利用の禁止
 - ・委託契約の範囲外の複写・複製の禁止
 - ・委託契約期間及び個人データの返却期限
 - ・委託契約終了後の個人データの返還・消去・廃棄に関する事項
 - ③再委託に関する事項
 - ④個人データの取扱状況に関する委託者への報告の内容及び頻度
 - ⑤契約内容が遵守されていることを委託者が確認できる事項
 - ⑥契約内容が遵守されなかった場合の措置
 - ⑦事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項
- (4)地理空間情報事業者は、当該契約書などの書面を、少なくとも個人情報の保有期間にわたって保存しなければならない。

第3節 提供に関する措置

22. 個人データの第三者提供の制限

- (1)地理空間情報事業者は、…省略…本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
- (2)地理空間情報事業者は、…省略…本人の求めに応じてその提供を停止する…省略…あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、…省略…提供することができる。
 - ①第三者への提供を利用目的とすること
 - ②第三者に提供される個人データの項目
 - ③三者への提供の手段又は方法
 - ④本人の求めに応じて、当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - ⑤取得方法
- (3)地理空間情報事業者は、前項②又は③に掲げる事項を変更する場合は、…省略…本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- (4)次のいずれかに該当する場合は、第三者提供に該当しないものとする。
 - ①地理空間情報事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合
 - ②合併、分社化、営業譲渡等により事業が承継され個人データが移転される場合
 - ③個人データを特定の者との間で共同して利用する場合で、以下のことを、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合
 - a 共同利用する旨
 - b 共同して利用される個人データの項目
 - c 共同して利用する者の範囲
 - d 利用する者の利用目的
 - e 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称
 - f 取得方法

- (5) 地理空間情報事業者は、前記③に規定する項目のうち、d 又はe を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は、本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- (6) 地理空間情報事業者が地理空間情報を第三者に提供しようとする場合、地理空間情報に含まれる個人の属性情報について、まずは個人情報への該当性を判断し、さらにその利用・提供の可否について図1に示すフローに基づいて個別に判断することが求められる。

(説明)

1. 地理空間情報事業者が受託業務を遂行するという目的以外で個人情報を第三者提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要があります
2. 「(2)」はオプトアウトにあたります。
地理空間情報事業者は、第三者提供におけるオプトアウトを行っている場合には、…省略…本人の同意なく、個人データを第三者に提供することができます。
ただし、特定された利用目的に、個人情報の第三者提供に関する事項が含まれていない場合は、第三者提供を行うと目的外利用となるため、オプトアウトによる第三者提供を行うことはできません。
「第三者提供におけるオプトアウト」とは、提供に当たり、あらかじめ、以下の①から④までの事項のすべてを、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いておくとともに、本人の求めに応じて第三者への提供を停止することをいいます。
 - ① 第三者への提供を利用目的とすること
 - ② 第三者に提供される個人データの項目
 - ③ 第三者への提供の手段又は方法
 - ④ 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること
3. 役員及び株主情報も適用除外されます
法人その他の団体に関する情報に含まれる役員及び株主に関する情報で、…省略…本人の同意を得ることなく第三者に個人情報を提供することができます。
4. 第三者に該当しないもの
以下の(1)ら(3)までの場合は、第三者には該当しないため、本人の同意又は第三者提供におけるオプトアウトを行うことなく、情報の提供を行うことができます。
 - (1) 委託先
 - (2) 事業の承継者
 - (3) 共同利用者
5. 雇用管理に関する個人データ関連
個人データの第三者への提供(個人情報保護法第23条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。)のうち、雇用管理に関するものについては、次に掲げる事項に留意することが望ましい。その際、事業の性質及び雇用管理に関する個人データの取扱状況等に応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとします。
6. 個人情報保護法に基づく地理空間情報の提供の可否判断フロー(「図1」参照)
 - (1) 前提
 - (2) 第1段階(単体データのみで判断)
 - (3) 第2段階(他の情報と重ね合わせ・照合を行った場合の判断)
 - (4) 第3段階(個人情報の利用目的以外の利用・提供の判断)

第4節 開示・訂正・利用停止等の対応

23. 保有個人データに関する必要事項の公表

- (1) 地理空間情報事業者は、保有個人データに関し、次の事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）に置かなければならない。
- ① 地理空間情報事業者の氏名又は名称
 - ② 個人情報保護管理者(若しくはその代理人)の氏名又は職名、所属及び連絡先
 - ③ すべての保有個人データの利用目的
 - ④ 保有個人データの開示、訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)、利用停止等の手続及びその手数料
 - ⑤ 地理空間情報事業者が行う保有個人データの取り扱いに関する苦情の申出先
 - ⑥ 第28(1)によって定めた手続
- (2) 地理空間情報事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知しなければならない。ただし、前項の規程により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合及び第15(利用目的の変更)(2)の①から④までのいずれかに該当する場合はこの限りではない。
- (3) 地理空間情報事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

24. 本人からの求めによる保有個人データの開示

- (1) 地理空間情報事業者は、本人から…省略…開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。)を求められた場合は、本人確認のうえ図2に示すフローにより適正な判断をし、遅滞なくこれに応じなければならない。ただし、次に掲げる場合はその全部又は一部を開示しないことができる。
- ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
 - ② 自社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合
 - ③ 他の法令に違反することとなる場合
- (2) 前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨を決定した時は、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。
- (3) 開示する場合は書面により行う。ただし、開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、その方法で行うことができる。

25. 本人からの求めによる保有個人データの訂正等

- (1) 地理空間情報事業者は、本人から…省略…訂正等を求められたときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- (2) 前項の規定に基づき…省略…訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

26. 本人からの求めによる保有個人データの利用停止等

- (1) 地理空間情報事業者は、…省略…本人から利用停止若しくは消去又は第三者への提供の停止(以下「利用停止等」といいます。)を求められたときにおいて、その求めに理由があることが判明したときには、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、利用停止等を行わな

なければならない。ただし、多額の費用を要する等、その実施について困難である場合であって、本人の権利利益を保護するため必要な措置をとるときは、この限りではない。

(2) 地理空間情報事業者は…省略…利用停止等を行ったとき、又は行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

27. 公表・開示等を行わない場合の本人への理由の説明

地理空間情報事業者は、…省略…本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

28. 本人からの開示等の求めに応じる手続

(1) 地理空間情報事業者は開示等の求めに関し、その求めを受け付ける方法として以下について定め、当該方法に従って、本人からの開示等の求めを受け付ける。

① 開示等の求めの申出先

② 開示等の求めに際して提出すべき書面(…省略…)の様式その他の開示等の求めの方式

③ 開示の求めをする者が本人又は後記(4)の代理人であることの確認方法

④ 手数料の徴収方法

(2) 地理空間情報事業者は…省略…その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。…省略…本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

(3) 本人の求めによる利用目的の通知及び開示の実施に関し、手数料を徴収することができる。手数料の額は…省略…合理的であると認められる範囲で…省略…本人の知り得る状態に置かなければならない。

(4) 地理空間情報事業者は、次に掲げる代理人による開示の求めに応じなければならない。ここでいう代理人は次の者に限る。

① 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

② 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

第5節 苦情処理

29. 苦情及び相談への対応

(1) 地理空間情報事業者は、個人情報の取り扱いに関する本人からの苦情及び相談を受け付け、適切、かつ、迅速な対応を行う手続を確立し、かつ、維持しなければならない。

(2) 地理空間情報事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行わなければならない。

第4章 個人情報保護体制

30. 個人情報保護マネジメントシステムの確立

(1) 地理空間情報事業者の代表者は、…省略…、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、かつ、改善する為に不可欠な資源を用意しなければならない。

- (2) 地理空間情報事業者の代表者は…省略…効果的に実施するための役割、責任及び権限を定め、文書化し、かつ、従業者に周知しなければならない。
- (3) 地理空間情報事業者の代表者は…省略…管理者を内部の者から指名し、…省略…実施及び運用に関する責任及び権限を他の責任にかかわりなく与え、業務を行わせなければならない。
- (4) 個人情報保護管理者は、…省略…運用状況を報告しなければならない。
- (5) 地理空間情報事業者の代表者は…省略…個人情報保護監査責任者を内部の者から指名し、監査の実施及び報告を行う責任及び権限を他の責任にかかわりなく与え、業務を行わせなければならない。

31. 教育

地理空間情報事業者は、従業者に、定期的に…省略…理解させる手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

- (1) 法律や自社のマネジメントシステムに適合していることの重要性及び利点
- (2) 自社のマネジメントシステムに適合する為の役割及び責任
- (3) 法律や、自社のマネジメントシステムに違反した場合に予想される結果

地理空間情報事業者は、教育の…省略…記録の保持に関する責任及び権限を定める手順を確立し、実施し、かつ、維持しなければならない。

32. 点検(監査)

地理空間情報事業者は…省略…個人情報保護法及びJIS規格への適合状況及び運用状況を確認するために、定期的に監査を実施し、かつ、維持しなければならない。

地理空間情報事業者は…省略…個人情報保護監査責任者に監査を行わせなければならない。

個人情報保護監査責任者は、…省略…代表者に報告し、その記録を保持しなければならない。

33. 是正処置及び予防処置

地理空間情報事業者は、不適合に対する是正処置及び予防処置を確実に実施するための責任及び権限を定める手順を確立し、実施し、かつ、維持しなければならない。その手順には、次の事項を含めなければならない。

- (1) 不適合の内容を確認する。
- (2) 不適合の原因を特定し、是正処置及び予防処置を立案する。
- (3) 期限を定め、立案された処置を実施する。
- (4) 実施された是正処置及び予防処置の結果を記録する。
- (5) 実施された是正処置及び予防処置の有効性をレビューする。

監査の結果…省略…適合しない事項が見つかった場合には、適合する為の是正処置や違反しない為の予防処置などを立案し、実施し、記録しなければならない。

是正処置及び予防処置を実施したときは、その有効性をレビューしなければならない。

34. 代表者による見直し

地理空間情報事業者の代表者は、監査報告書及びその他の経営環境などに照らして適切な個人情報の保護を維持する為に、少なくとも年1回以上自社の個人情報保護推進体制を見直さな

ければならない。

地理空間情報事業者の代表者による見直しにおいては、次の事項を考慮しなければならない。

- (1) 監査及び個人情報保護マネジメントシステムの運用状況に関する報告
- (2) 苦情を含む外部からの意見
- (3) 前回までの見直しの結果に対するフォローアップ
- (4) 個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範の改正状況
- (5) 社会情勢の変化、国民の認識の変化、技術の進歩などの諸環境の変化
- (6) 自社の事業領域の変化
- (7) 内外から寄せられた改善のための提案

35. 漏洩等が発生した場合の措置

地理空間情報事業者は、自社が取り扱う個人情報について漏えい等（紛失、破壊、改ざんを含む。）の事実を把握した場合は、次のとおり対応しなければならない。

- (1) 当該漏えい等に関する個人情報の内容を本人に速やかに通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。
- (2) 二次被害の防止、類似事案の発生回避の観点から、可能な限り事実関係、発生原因を遅滞なく公表するものとする。
- (3) 発生原因、対応策を所管する省庁及び関係機関に直ちに報告するものとする。

参考文献等

本ガイドラインの作成に当たっては、次の文献等を参考にさせていただきました。

- 基本方針・法律・法律政令
- 『国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン』
国土交通省
- 『個人情報の適正な取り扱いを確保するために農林水産分野における事業者が講ずべき措置に関するガイドライン』
農林水産省
- 『個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン』
経済産業省
- 『民間部門における電子商取引に係る個人情報の保護に関するガイドライン(Ver.2.0)』
子商取引推進協議会
- 『Q&A 個人情報保護法〔第2版〕』 個人情報保護基本法制研究会 編
(株)有斐閣
- 『個人情報保護法の逐条解説』 宇賀克也 著
(株)有斐閣
- JISQ15001:2006『個人情報保護マネジメントシステム要求事項の解説』
堀部政男 監修 鈴木正朝:新保史生:斎藤雄一:太田克良 著
日本規格協会
- 地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン
地理空間情報活用推進会議

